

## キャラクター使用取扱要領

### 『めぐろん』キャラクター使用取扱要領

#### (趣旨)

第1条 この要領は、「めぐろん」キャラクター使用に関する要綱（以下「要綱」という）第13条の規定に基づき、デザイン等（要綱第1条に規定する「デザイン等」をいう。以下同じ）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (使用許諾の申請)

第2条 使用申請者（要綱第2条に規定する「使用申請者」をいう。以下同じ）は、要綱第2条第1項の規定により、「めぐろん」デザイン等使用許諾申請書（別記様式第1号の1。以下「使用申請書」という）を甲（要綱第2条に規定する「甲」をいう。以下同じ）に提出しなければならない。

2 使用申請書は、デザイン等を使用しようとする使用品（要綱第9条に規定する「使用品」をいう。以下同じ）の見本を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、使用品が確認できる写真等を添付するものとする。

#### (使用許諾契約の締結等)

第3条 甲は、使用申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認められるときは、「めぐろん」デザイン等使用許諾契約書（別記様式第2号の1。以下「使用許諾契約書」という）によりデザイン等に係る使用許諾契約を締結するものとする。

2 甲は、使用申請書の内容が要綱第4条の規定に該当すると認められるときは、「めぐろん」デザイン等使用不許諾通知書により通知するものとする。

#### (許諾事項の変更)

第4条 使用者（要綱第3条第3項に規定する「使用者」をいう。以下同じ。）は、使用申請書に記載された内容に変更が生じるときは、「めぐろん」デザイン等使用許諾変更申請書（別記様式第4号の1。以下「使用変更申請書」という）に使用許諾契約書を添えて甲に提出し、改めて変更後の使用許諾を受けなければならない。

#### (使用許諾変更契約の締結等)

第5条 甲は、使用変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認められるときは、「めぐろん」デザイン等使用許諾変更契約書。以下「使用許諾変更契約書」という）によりデザイン等に係る使用許諾変更契約を締結するものとする。

2 甲は、使用変更申請書の内容が要綱第4条の規定に該当すると認められるときは、「めぐ

ろん」デザイン等使用不許諾通知書により通知するものとする。

(在庫)

第6条 要綱第3条第3項中「在庫」とは、使用許諾契約書又は使用許諾通知書（いずれも変更を含む。以下同じ）に記載された製作数内で同条第1項の期間中に実際に製作した使用品の在庫をいう。同期間中に使用許諾契約書又は使用許諾通知書に記載された製作数より少ない場合は、実際に製作した使用品の数が許諾を受けた数量とみなす。

(使用許諾契約の解除等)

第7条 使用者は、デザイン等を使用する必要がなくなったときは、「めぐろん」デザイン等（使用許諾契約解除・使用許諾中止）届（別記様式第6号）に使用許諾契約書または使用許諾通知書（変更があった場合は使用許諾変更契約書または使用許諾変更通知書）を添えて、甲に提出しなければならない。

(使用許諾料)

第8条 要綱第8条第1号の商品と第2号の景品を一体として販売等する場合は、各号の規定に従い算出した額のいずれか高い方の額とする。

(生産量が推測できない場合)

第9条 要綱第11条ただし書き中「生産量が推測できない場合」とは、以下のことをいう。ただし、甲が申請内容から算定が可能と判断した場合は、除く。

(1) 役務、サービスであって事前に件数が予測できない場合

(2) 受注販売であって事前に受注数が予測できない場合

2 要綱第11条ただし書き中「年度末日」とは、要綱第3条第1項のただし書きにより短縮した場合はその期間の末日をいう。

(使用上の遵守事項)

第10条 使用者は、以上の規定のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第三者がデザイン等を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに甲に連絡すること。

(2) 第三者との係争、審判、訴訟等について、甲に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。

(3) 使用者は、デザイン等を付した使用品の瑕疵により第三者に損害を不えた場合は、これに対し全責任を負い、甲に迷惑を及ぼさないよう処理すること。

(4) 甲から要請があった場合は、デザイン等の使用実態を報告し、または使用品を提出すること。

(5) 使用者が、デザイン等の使用に際して、故意または過失により甲に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を甲に賠償すること。